

第1問 答案用紙 <1> (民法)

問題番号を明記の上、解答しなさい。

1. 問題1 について
(1) Aは、本件不動産をBとCに二重譲渡しており、その後BはDに本件不動産を贈与している。不動産物権変動は登記をしないと第三者に対抗できないので(177条)、登記のないDはCに所有権の取得を対抗できないのが原則である。しかし、Dは、本件不動産をBの占有と合わせると10年以上占有しているので(162条2項)、時効取得を主張できないか。
まず、占有者の承継人は自己の占有に、前者の占有を合わせて主張することができ(187条1項)、瑕疵だけでなく善意や無過失といった主観的事由も承継すると解される(187条2項)。そうすると、Dは、前主であるBの占有と合わせて善意無過失で10年の占有を主張しうる。また、Dにとっては自己の物の時効取得になるが、肯定すべきと解する(判例)。162条が「他人の物」と規定しているのは、通常の場合を規定しているのにすぎず、時効制度の趣旨である立証の困難の救済という点からも、自己物の所有権の取得の立証を時効の援用によって行うことは許されてよいからである。以上よりDは、本件不動産を10年以上継続して善意無過失で自主占有しているので、所有権を時効取得し得る。
(2) 不動産を時効取得したDは、時効完成前にAから本件不動産を購入したCに対し登記なくして所有権の取得を対抗しうるか。時効完成前の第三者が、177条の第三者にあたるかが問題となる。ここに、177条にいう第三者とは、当事者及び包括承継人以外の、不動産の物権変動の登記欠缺を主張する正当な利益を有する者をいう。この点、時効完成前の第三者は177条の第三者にあたらないと解する。時効完成前の所有者と時効取得者は、時効取得という物権変動の当事者ということができ、また、時効完成前には時効取得者が登記をすることは不可能だからである。
(3) Cは、時効完成前の第三者であり、177条の第三者にあたらないため、Dは登記なくして自己の所有権取得をCに対抗しうる。
2. 問題2 について
(1) 本件不動産はAを起点として、EとFに二重譲渡されている。よって、本件不動産につき所有権移転登記を経由していないEはFに対して所有権の取得を対抗できないはずである(177条)。しかし、Fは、A・B間の売買及びB・E間の贈与を知らずながらEを困らせる目的で、本件不動産を購入し、移転登記を得ている。こ

第1問 答案用紙 <2>
(民法)

のように背信的意図を有する第2譲受人が、第1譲受人の登記の欠缺を主張することは信義則（1条2項）に反し、登記の欠缺を主張する正当な利益を有しない。不動産登記法5条もこの趣旨を現した規定と解することができる。よって、Fは177条の第三者にあらず、Eは登記なくして自己の所有権取得をFに対抗しうる。

(2) Gは事情を知らずにFから本件不動産を譲り受けその旨の登記をしている。この場合、登記のない第1譲受人と背信的悪意者からの善意の転得者の関係はどのように考えるべきか。

この点につき、Eは、背信的悪意者Fに対して登記なくして所有権を主張でき、Fの権利が否定されるのだから、その者からの譲受人Gは所有権を取得できないとの主張をなすことが考えられる。

しかし、何ら背信性を有しない転得者が全く保護されないとするのは取引の安全を著しく害することになる。そこで、転得者自身が背信的悪意者でない限り、転得者と第一譲受人は対抗関係に立つと解すべきである(判例)。背信的悪意者は信義則上登記の欠缺を主張し得ないのみであって、背信的悪意者への譲渡自体は有効であるから、転得者自身も権利を取得すると解することができ、第一譲受人と転得者の優劣は、登記の先後で決するのが妥当だからである(177条)。

以上より、本件不動産について、所有権移転登記を経由していないEは、背信的悪意者からの善意転得者Gに自己の所有権取得を対抗できない。

以上

第2問 答案用紙 <1> (民 法)

問題番号を明記の上、解答しなさい。

1. 問題1 について
本件請負契約に基づき、請負人Aが本件工事を完成させた場合、注文者Bは報酬額500万円を支払う義務を負う（632条）。しかし、Bがボイラー等を据え付ける地下室の防水工事の必要性を理由にボイラー等の設置を拒否し、その後別の業者Dへ本件工事を引き継がせているため、Aは結果として本件工事を完成させていない。 この場合、Aは報酬額全額の500万円を請求することができるであろうか。 この点につき、Bは、Aは本件工事を完成しておらず、本件工事のうちAが既に行った配管や放熱器等の設置のみを仕事の完成とみなし、それによって自己が得た利益についてのみBは自己に報酬を請求しうると反論することが考えられる（634条柱書）。しかし、この反論は、注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなったとき、又は請負が仕事の完成前に解除された場合（同条各号）にのみ認められる。本問において、本件工事をAが完成することができなかったのは、ボイラー等の設置に必要な防水工事を自ら行うことをBが主張し、それにもかかわらず、Bは当該工事を実施せず、さらには、本件工事を安価に済ませるために別の業者に本件工事を引き継がせていることによる。これら一連の行為は、Bの一方的な意思のもとになされているため、仕事を完成できなかったことが「注文者の責めに帰することができない事由」によるものであるとはいえない。また、A B間の請負契約が解除された事実も存しない。したがって、Bの反論は認められない。 このように、Aが仕事を完成できなかったのは、Bの責めに帰すべき事由によるものである。この場合のBの報酬請求の可否は、双務契約における危険負担の問題として、536条2項により処理されることになる。 すなわち、債権者（注文者）の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができない。本問では、Bの責めに帰すべき事由によりAの仕事完成義務を履行することができなくなっており、Aは反対給付である仕事完成に対する報酬額500万円の支払いを拒むことができない。 以上より、AはBに対して、本件請負契約に基づいて報酬額500万円を請求することが認められる。

第2問 答案用紙 <2>
(民 法)

2. 問題2 について

Aは、本件譲渡制限特約が付された本件預金債権をCに譲渡している。預貯金債権に付された譲渡制限特約は、466条2項の規定にかかわらず、当該譲渡制限特約が付されたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対抗することができる（466条の5第1項）。すなわち、譲渡制限特約付の預金債権の譲渡は、譲渡制限特約の存在につき悪意又は重過失のある譲受人その他の第三者との関係では効力が認められない。本問のCは、本件預金債権に本件譲渡制限特約が付されていることにつき善意ではあるが、一般に預金債権に譲渡制限特約が付されていることを知っていたのであるから、本件預金債権についても同様ではないかと予測することが可能であり、それにもかかわらず特約の存否につき一切確認していない点で重過失が認められる。したがって、本件債権譲渡は、重過失のあるCへの譲渡であるため無効であり、本件預金債権はAに帰属したままである。

そして、上述の譲渡制限特約付の預金債権の譲渡に関する466条の5第1項は、当該預金債権に対する強制執行をした差押債権者に対しては適用されないため（同条2項）、Fによる本件預金債権についての差押えは有効である。また、上述のように、本件債権譲渡は無効であるため、CとFは本件預金債権の移転について対抗関係に立たない。

したがって、CのFに対する「本件預金債権は自己に帰属する」との主張は認められない。

以上